



| 8/28 資料 |                               |   | 今回資料  |
|---------|-------------------------------|---|---|
| ページ     | 項 目                           | 素 案   | 修 正 案   |
| 5       | 今回の改定すべき使用料単価                 | 今回の改定すべき使用料単価 173.1_円/m <sup>3</sup>  | 今回の改定すべき使用料単価 173.11_円/m <sup>3</sup>   |
|         | (2) 調査・審議事項<br>(あるべき供給単価、改定率) | <p><u>今回の改定すべき使用料単価が 173.1 円/m<sup>3</sup>と試算できた。令和3年度の使用料単価 147.20 円/m<sup>3</sup>と比較すると 1.18 倍となる。</u></p> <p><u>二本松処理区の水量別の使用料体系で算定すると、二本松処理区を 1.22 倍とすることが必要となるが、市民生活への影響を考慮して二本松処理区において上げ幅を 1.2 倍と設定する。なお、二本松処理区と安達処理区の単価が大きく異なる。そのため、安達処理区の単価を二本松処理区と同水準としたうえで、上げ幅を 1.2 倍と設定する。</u></p> <p>ただし、一般会計からの繰入金<sup>の</sup>縮減を図る場合には、今後、さらに改定の検討が必要となる。</p> <p>上記の<u>あるべき</u>使用料単価について、処理区別使用料体系別に算定した結果は以下のとおりである。</p> | <p><u>上記により算定したところ、改定すべき使用料収入は 252,725 千円となり今回の改定すべき使用料単価が 173.11 円となった。令和3年度の公共下水道全体の使用料単価 147.20 円/m<sup>3</sup>と比較すると 1.18 倍となる。ただし、二本松処理区の使用料体系に統一して算定した場合、改定すべき使用料収入を得るためには 1.22 倍を超える使用料を設定する必要がある。</u></p> <p><u>しかし、物価高騰など社会経済情勢の背景に配慮して、上げ幅の上限を 1.2 倍に抑えて最終的な改定すべき収入を設定するものと判断した。</u></p> <p><u>なお、処理区別使用料体系別に算出した使用料単価は上述したとおりであるが、現状の処理区別の使用料体系に相違があるため、安達処理区の使用料体系を二本松処理区の使用料体系に当てはめて 1.2 倍とする。また、一般会計からの繰入金<sup>の</sup>縮減を図る場合には、今後、さらに改定の検討が必要となる。</u></p> <p>上記の<u>改定すべき</u>使用料単価について、処理区別使用料体系別に算定した結果は以下のとおりである。</p> |
| 7       | 下段の表中<br>二本松処理区               | 倍率 1.2_倍  | 倍率 1.20_倍   |

| 8/28 資料 |         |  | 今回資料   |
|---------|---------|--|--|
| ページ     | 項 目     | 素 案  | 修 正 案  |
| 8       | 5. おわりに | <p>を検討する必要がある、</p> <hr/> <hr/> <p>また、</p> <p>今回、使用料改定の対象とならなかつた岳及び岩代特定環境保全公共下水道事業の使用料統一についても、<u>遠か</u><br/><u>らず</u></p> <hr/> <p>検討</p> <p>する必要があると考えるところである。</p> | <p>を検討し、下水道事業健全経営のための一般会計からの<u>基準外繰入金の縮減を</u>図る必要があると考える。また、</p> <p>今回、使用料改定の対象とならなかつた岳及び岩代特定環境保全公共下水道事業の使用料統一についても、<u>使用者負担の適正化・公平性を</u>実現するために、<u>速やかに</u>検討する必要があると考えるところである。</p> |
| 11      | 別紙3 表中  | <p><u>下水道使用料改定の素案</u></p> <p>令和5年 月 日</p> <p><u>答申書案</u></p>   | <p>審議「<u>下水道使用料改定の素案</u>」</p> <p>令和5年12月5日</p> <p>審議「<u>答申書案</u>」</p>  |